

条文	意見・提案	回 答
前文	最高規範性について 前文附則の下から5行目末尾の文言「豊かな小諸市」とあります。また、小諸市自治基本条例前文には「生きがい」「働きがい」「住みがい」のある小諸市とあります。 この文言相互の関係はあるのでしょうか。意図的に違う文言を使っているのなら、その意味を明らかにすべきと思います。	・「豊かな小諸市」という言葉の中には、自治基本条例に謳われている『「生きがい」「働きがい」「住みがい」のあるまち』や「福祉の増進」といった言葉が包含されていると考えております。 ・自治基本条例との関係性については、前文の逐条解説に明記いたします。
第1条	第1条 市民と住民の使い分けについて 小諸市自治基本条例の第3条には、次のように規定されています。 ・市民とは、住民のほか、市内で働く人、学ぶ人、活動する人若しくは団体をいいます。 ・住民とは、本市の区域内に住所を有する人（定住外国人を含む）をいいます。 小諸市自治基本条例では、ほとんどの条文で「市民」として記載されています。本条例は住民福祉となっていますが、市民福祉の方が良いのではないのでしょうか。住民はいらないかもしれません。	・自治基本条例の用語の定義に併せて「市民」と表記いたします。
第2条	最高規範性について 小諸市自治基本条例第2条にも、今回の小諸市議会基本条例第2条にも、最高規範であると規定されています。どちらが上位規範でどちらが下位規範なのでしょう？それとも同列なのでしょう？	・小諸市議会基本条例は、小諸市自治基本条例との整合性に基づいて策定されていますが、あくまでも議会運営上の最高規範です。 ・自治基本条例との関係性については、前文の逐条解説に明記いたします。
第2条	P3下段、P4第2条いずれも小諸市議会基本条例が議会の最高規範と位置付けられていますが、小諸市議会の最高規範は小諸市自治基本条例ではないのでしょうか。 その理由は、 ①小諸市自治基本条例の策定に当たって、議会の基本条例は独自に定めるのか、自治基本条例の中に組み入れるのか議会で協議した結果、「条例を複雑にしない方が市民にわかり易いのではないか」等の理由で自治基本条例の中に組み入れることになったと記憶しています。その事は、当時の議員も現在5人おられるので確かめてください。相原議長・柏木議員は自治基本条例策定委員でもありました。この当時から、小諸市自治基本条例は議会にとって最高規範であるという認識で議論し、策定してきたはずです。 ②小諸市自治基本条例の第2条の中に、「この条例は、自治に関する最高規範であり、市民、市議会及び市の執行機関は、誠実にこれを遵守します。」と規定されています。さらに、第2項では、「市議会及び市の執行機関は、この条例に定める事項と整合を図ります」とあるように、今回の小諸市議会基本条例は、小諸市自治基本条例の下位法であり、小諸市議会の最高規範は小諸市自治基本条例であることを如実に物語っています。 ③小諸市自治基本条例の32条中、議会に関する条文は16条文あり、半分に及んでいます。 ④「小諸市議会の運営及び議員活動に係る基本方針」の中にも、この基本方針は、自治に関する最高規範である小諸市自治基本条例に基づき…と理念が示されています。 このことから、自治基本条例が議会の最高規範との位置づけのもとで基本方針が策定されてきたことを如実に物語っています。 ⑤P9第11条の解説の中に、『小諸市自治基本条例にも議会が果たす責務として、「政策の積極的な立案及び提言に努めなくてはならない」と定められていることから、改めて規定したものです。』と記されていることから、小諸市自治基本条例に基づいて、小諸市議会基本条例が制定されていることを、自ら認めていることになるのではないのでしょうか。 ・例えば、「この条例は小諸市の自治に関する最高規範である「小諸市自治基本条例」に基づき、小諸市議会の運営及び議会活動に関する基本的事項を定めた重要規範であり、市議会及び議員は、誠実にこれを遵守し実践するものとする。」のように修正してはどうでしょうか。	・小諸市議会基本条例は、小諸市自治基本条例との整合性に基づいて策定されており、議会基本条例はあくまでも「議会の運営及び議会活動の最高規範」としております。 ・自治基本条例との関係性については、前文の逐条解説に明記いたします。
3条 5条	第3条に「公正かつ公平な行政執行が確保されるよう市政を監視及び評価をする」とあるが、これまでの議会は、こうした役割をしっかりと果たしてきたのか。 直近の問題では、野岸小学校南校舎の耐震工事の未実施問題が発覚したが、未だの責任の所在が曖昧にされ、関係者の責任の追及がなされていないのは遺憾である。 また、野岸小学校では、この問題で学校生活に大きな影響が出ている。仮校舎建設、校庭の移転、校舎解体、新校舎建築などによる多額の費用(税金の無駄遣い)、そして何よりも、不便な生活を強いられている児童への影響は計り知れないが、その責任は議会にもあるのではないか。 築地市場の豊洲移転問題では、盛土未実施とその隠蔽に関し、小池都知事は、退職者にも遡ってその責任を追及すると言明している。 小諸市では、市当局とともに議会においても、真相究明と責任追及を停止してしまっているが、議会の怠慢、責任逃れと言えないだろうか。 第5条の「議会の信頼性を高める」を実行するためには、この問題解明を放棄しないことが肝要である。	・議会としても、今後このようなことが起こらないように、議会基本条例の策定を契機とし、気持ちを新たに、公平かつ公正な行政執行がされるよう、議員の責務を果たしてまいります。
第4条	活動原則について 第4条第1項の「市民の多様な意見の把握」について今までは物を言う市民又は物を言える状況にある市民を対象に、様々な手法(審議会、ワークショップ、アンケート等)が取られて来て、その効果が取り沙汰されています。が、なぜか、どの手法でも似たり寄ったりの顔ぶれとなりごく少数が新顔というマンネリの陥っているような気がしています。 物言わぬ市民・物を言える機会の少ない市民も、きちんと相対で聞き取り調査をすればそれぞれきちんと意見を表明します。たとえば、議員の19名が市役所職員の大多数と同じ土日祝日休みの年出勤日数 おおむね246日と仮定して、毎日一人に相対で聞き取れば、18,696名の市民の意見を聞くことができます。あくまで机上の計算でありますが、議員の皆さんの実行力さえあればかなりのことができます。これは何とか、条例化できればなあと思います。	・第4条第1項及び第3項に基づいて、市民の多様な意見の反映に、より一層努めてまいります。

第4条	1. 第2章(議員の活動原則) ◎議員が積極的な立案及び提案等の課題について、義務を果たすうえでも次の通り検討すべきである。二重下線→削除 第4条(1)…市政に反映されるよう政策の立案<u>議員立法等</u>を毎年〇項目以上及び提言を行なうこと。 第4条(4)…過程等について、<u>また政策等の立案取り組み状況を毎年</u>、市民に対して説明責任を果たすこと。	・第4条(1): 条例に活動目標は明記できませんが、現在は、「議会と語る会」を毎年開催し、市民の皆様の意見の把握に努め、年一回以上の提言活動などを行っています。 ・第4条(4): 「政策等の立案取り組み状況」は「政策の決定及び形成の過程等」に含まれています。毎年開催している「議会と語る会」で説明いたします。 ・1項4項とも条例案のとおりいたします。
第8条	2. 第3章(情報公開及び広聴広報の充実) ◎情報公開は主として議会ばかりに任せるのではなく、議員も積極的に取り組むうえでも次の通り検討すべきである。 第8条・2・3とも頭出しで議会は、とあるが<u>議員及び議会</u>は とすべきである。	・議員の活動については、第4条の議員の活動原則に謳われていることから、条例案のとおりいたします。
第8条	第8条情報公開及び広報広聴の充実について 3項に「必要に応じて議会報告会を開催するものとする。」となっていますが、出前講座はその中に含まれるのか。含まれていないとすれば、やらないということでしょうか。	・出前講座も含まれていますので条文を、「議会報告会等を開催」と修正するとともに、逐条解説に明記いたします。
第9条	行政との関係 ①第9条第1項に、監視及び評価とありますが、これはどのように行うのでしょうか。市民が行政などと生活上のトラブルを抱えたとき、よく解決が難しいと言われ泣き寝入りすることがあります。しかし、議会・議員の皆さんはそれを蔑ろにしてはいけないと思うのです。そのトラブルが、市民自身にあるのかはたまた法令の不備なのか、といったことを考える必要がある。もしも、行政の要綱規則等が時代に合わない、無理を強いるようなことが原因となったなら、そのような要綱規則を監視評価し廃止するよう条例を持って改正させることも考える必要を感じます。 ②第9条第2項の(2)に反問できるとあるが、それだけでなく反論権も認めないと議論ができないのではないのでしょうか。よく国会で目にし耳にするすれ違いの議論など、小諸市議会では見聞きたくありませんし、市民のため有ってはいけないと思います。	①同様に認識しておりますので、条例等が時代に合ったものとなるよう監視を強化してまいります。 ②一般質問は議論の場ではなく、行政の見解を質す場です。今回の条例では、あくまで「議員の質問に対して論点を明確にするための反問」としました。今後、反問の内容について研究課題としてまいります。
第9条	第9条の市長の反問権について ①「市長等」となっていますが、「等」は誰の事をさしているのでしょうか。 ②条文には「論点を明確にするため」、解説では「議員の質問要旨が不明瞭な場合、その確認のために反問することができる」とされていますが、小諸市議会では一問一答方式で行っていることから、質問要旨が不明瞭な場合は、答弁できないので聞き直すようなことは行われていたと思います。 ③全国的にみると反問権を認めている議会がありますが、一定のルールを決めている議会もあると聞いています。混乱・乱用がないように、実施している自治体の調査も行い、分かり易く具体的な事例も示し、回数制限、反問内容の制限など一定のルールを作った方が良いと思いますが、小諸市議会はどのように考えているのでしょうか。 ④反問権の規程には、今までより議論が深まり、議会の活性化、議員の資質向上のためにもなり賛成です。議員側も反問に対して答弁できるだけの準備や知識が必要になると思います。政務調査費の有効活用など、調査・研究を怠りなくして欲しいと思います。	①「市長等」とは、「市長その他の執行機関及びその補助職員」を指します。 ②条例策定にあたり明文化したものです。 ③現時点では、議員の質問趣旨が不明瞭な場合に、その確認を行うためのものです。 ④今後、議員の資質向上を図るとともに、一般質問の充実のため、反問の内容について研究課題としてまいります。
第10条	①第10条の中に、小諸市政にとって重要な個別計画や重要な決定事項については、立案過程においても、説明・報告を求め意見が述べられるような項目があってもよいのではないのでしょうか。 過去においても、重要事項が理事者のもとで進められ、議会に知らされた時には手遅れであったことがままありました。市民への情報提供や決定するまでの透明性を図るうえでも必要かと思います。 ②第10条中に、専決処分の対応について条文化はできないのでしょうか。 ・専決処分は、ほとんどが「議会の招集する暇がない」を理由にしているのではないのでしょうか。議会を重視するならば、市長は出来る限り臨時会を招集して、審議を採決するようにすべきだと思います。 ・専決処分は不承認でも専決処分の効果には影響しないことから、議会でもその審議は通常議案に比べて浅いものとなっているのではないのでしょうか。議会のチェック機能を高める立場からも、市民の透明性を高めるためにも、議会側から専決処分は極力減らし、臨時議会の開催を市長に求めるべきと考えます。	①第1項の「市長が提案する政策について」を「市長が提案する政策等について」と修正するとともに、(8)として「その他議会が必要と認めるもの」を追記し、補完いたします。 ②専決処分は地方自治法で定められた市長の権限ですが、万一重要事項が専決処分されるようなことがあってはならないため、今後、研究していきます。 なお、今年度も重要な補正予算の審議のため、臨時議会が開催されました。
第11条	政策について 第11条は、努力規定となっていていかにも議会議員の力不足ですという風にしか見えません。少なくとも第16条のような規定を盛り込むべきではないのでしょうか。	・現時点では努力規定といたします。また16条は11条を補完するものですのでご理解をお願いします。
第11条	第11条の条文は分かりにくいので、市民が読んでも理解できる条文にできないのでしょうか。 ・解説文を活かしてはどうでしょうか。 例えば、「議会は、市が提案する議案に対して、対案・修正案・付帯決議などを通して、政策立案及び提言を行うよう求めるものとする。」などどうでしょうか。	・条例案のとおりいたします。 具体的な手法等については、逐条解説を参照ください。
第16条 第17条	3. 第6章(研修及び調査研究)・(交流及び連携の推進) ◎第16条・第17条は、研修内容の取り組みとして同一内容につき、次のとおり検討すべきである。 第17条は削除し、<u>第16条の3として、第17条の項目を起こすこと。</u> <u>また、研修及び調査研究について問題点を探求するうえからも、報告書の提出を義務づける項目を起こすこと。</u>	・条例案のとおりいたします。 なお、条文には明記しませんが、視察研修等の報告書は提出が義務付けられています。
第18条 第19条	議会事務局について 第18条第19条の議会事務局については、執行機関である市長と厳格に分離された二代表制なのに、なぜ市職員の出向なのか、なぜ市長と協議しなければならないのか理解に苦しみます。この議会事務局を独立させることが、」小諸市議会基本条例の最重要課題なのではないかと考えるのですが如何でしょうか。	・条例案のとおりいたします。 ・事務局職員を独自に雇用することは、理想的ではありますが、それには多くの課題があり、現状の中では困難であると考えます。
第20条	4. 第7章(政務活動費) ◎政務活動費のより一層の透明化を図るうえからも、次のとおり検討すべきである。 第20条2…透明化を確保するために、<u>先払いでなく完全後払いとし、その収支報告書を原則ネット公開を含め公開するものとする。</u>	・条例案のとおりいたします。 ・政務活動費の交付に関する条例、規則に基づいて交付され、使途基準に基づいて適正に使われています。 ・現在、ホームページで収支報告書を公開していますが、今年度分より内訳についても掲載し、透明性を高めてまいります。

第24条	5. 第9章(検証及び見直し) ◎見直しをする場合の基準を、設けるべきである。 第24条…必要があると認めるときは、<u>〇〇以上の賛成を得て見直しするものとする。</u> また、見直しする場合、<u>新旧二つのものをくらべ合わせた表示を行ない、市民にわかり易い方法に努めるべきである。</u>	・条例案のとおりいたします。 条例の見直しは、議員の合議により行います。また、見直しにより改正する場合は、市民の皆様に分かりやすく説明させていただきます。
イメージ図	小諸市議会基本条例がしっかりと理解され、名実ともに議会・議員活動に活かされる内容にして欲しい事を願って意見と提案をさせていただきます。 1、議会基本条例制定のイメージ図について 地方自治法の基に小諸市自治基本条例が制定され、小諸市の自治に関する最高規範として位置付けられ、その32の条文中、議会に関する条文は16条、半分に及んでいることから、イメージ図の地方自治法の下に「小諸市自治基本条例」が位置付けられていると思います。	・小諸市自治基本条例との関係を明記いたします。
その他	「この条例を制定するに至った背景と必要性」については説明されているが、条例制定が形式的なもので、絵に描いた餅にならないようにしなければならない。 実行力のあるものとするには、これまで議会が市民の負託に応えていたか、議会活動にどのような問題があったのか、といったことの総括が必要ではないか。	・この条例の策定過程の中でこれまでの議会活動の総括を行ってきました。今後も、この条例に即した議会活動、議会改革を行い、議会の責務、議員の責務を果たしてまいります。また、一般選挙を経た任期ごとに総括を行い、条例の見直しを行ってまいります。
その他	ありがちなアリバイ条例ではないという、小諸市議会基本条例の特徴がどこにあるのか、逐条解説のどこにも列記されていないのが哀しい。	
その他	小諸市議会には、小諸市自治基本条例に基づいて「小諸市議会の運営及び議員活動に係る基本方針」が規定されています。今回の条例は基本方針をさらに時代の変遷にあわせて発展させた部分もあり評価しているところですが、どのような理由で基本方針の改正でなく、条例制定をすることになったのかわかり易く説明してほしいです。	・「小諸市議会の運営及び議員活動に係る基本方針」は議会内部の規定であり、公開されておりませんでした。条例化することにより市民の皆様に明らかにするとともに、議員も改めて自らの責務を認識するよう制定することとしたものです。
その他	本会議における質疑応答の基本的な方式(一問一答方式など)について規定されていませんが、必要ないのでしょうか。小諸市の議会会議規則には明記されていないと思います。	・一般質問等の実施方法は、「小諸市議会先例集」に規定されています。今後、「小諸市議会先例集」を議会ホームページにアップし、市民の皆さんに見ていただけるようにしたいと考えています。
その他	政務活動費・議員定数については規定されていますが、市民の関心事のひとつである議員報酬についての規定はないのでしょうか。報酬額は条例で規定されていますが、改正する場合は、特別報酬等審議会の意見を聞くことになっています。市民への透明性を高めるためにも条文化は必要ではないでしょうか。	・ご意見のとおりと考えますので、条例に追記いたします。
その他	制定に当たって、小諸市の自治基本条例との整合性について協議したのでしょうか。法規の専門家などに検証してもらったのでしょうか。	・小諸市自治基本条例との整合性については十分検証を行いました。 ・法規担当に確認済みです。
その他	今夜はととてもいい説明でありありがとうございました。 内容は、説明がしっかりしていてとても良くわかりやすいものでした。 とても、苦勞して作られた事がひしひしと感じてきました。かなり細かい所まで議論された印象は強く感じました。 まさに、今、エリを正す時ではありますが、今このように出された案は一番良いタイミングで出されたと思います。 市民の関心の低さは、平和だと思い込んでいる所にあると思います。一歩まちがえれば我々はギセイ者になるのです。誰が助けてくれるのですか？だからこそ備えのために、保険のために、イヤ、安心してくらしていける生活のために、この条例が必要なことを、もっと身にしみて、受け止めなくてはいけないのでしょね。 おつかれ様でした。ごろう様でした。そして今後に期待します。	・お忙しい中、説明会に出席いただきありがとうございました。
その他	言葉づかいが堅くて、理解不可能とまでは言わなくても、時間がかかる。特に、「～するものとする。」という言い回しが、若い人たちには受け入れがたいのではないかと危惧します。 小諸市自治基本条例にならって「です。」「ます。」がいいのではないのでしょうか。	・義務付けの意味であえてこの言葉を使っています。
その他	小諸市自治基本条例の見直し討議会において提言がなされましたが、小諸市自治基本条例を市民の皆さんに知っていただくためにも、新たに条例を作る場合などには「小諸市自治基本条例に則り」とか「小諸市自治基本条例の趣旨を体言した」とか、新たな条例の中に盛り込むのが良いとされたはずです。ですから、前文なり、第1条なりに盛り込むのが良いと思います。	・イメージ図及び前文の逐条解説に明記いたします。